

監査公告第 18 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 2 4 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

政策戦略部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・スマートシティ構想事業について、次のとおり意見を付す。

市民の利便性向上や行政コストの削減、産業集積といった分野を中心に、先端技術の活用を模索しながら、スマートシティの実現に向かって取り組んで来られたところであるが、今後これを推進するには、事業モデルの提示が必要ではないかを感じる。特定の地域に特化したり、個別の分野に特化したりするなど、分かり易い形で具体的なモデルを提示することが大切ではないか。

スマートシティを基礎に、新しいまちづくりの形ともいえる効果を目指して、大胆な取り組みを推進されることを期待している。

対 応

本市が目指しているスマートシティは、人口の減少等により発生する新たな地域課題に対し、先端技術をもってその解決を図ることで、市民にとっては生活の質（QoL）を向上し、来訪者にとっては満足度を向上するものであります。さらに、先端技術関連の企業集積により、新たな産業が創出され、地域内経済が活性化するものであります。

スマートシティの実現に向けては、その方向性等を示す「加賀スマートシティ構想」を今年度中に策定し、令和 2 年度には取り組みの分野や事業を具体的に明らかにする実施計画の策定と並行して、実施していくこととしております。

この実施計画の中で、取り組みの分野や地域について、分かりやすい形で具体的なモデルを掲載することで、新しいまちづくりの形となるスマートシティの実現に向けて進めてまいります。